

農業委員会だより

編集・発行

肝付町農業委員会

肝属郡肝付町新富 9 8 番地 TEL (0994) 65-8418 (直通)

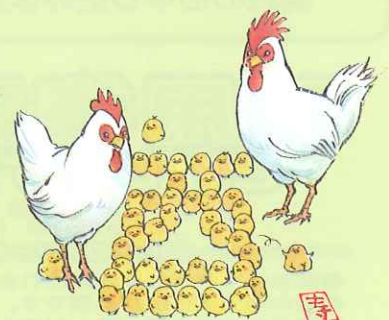
荒廃農地解消作業の様子(高山地区)



農業委員研修視察の様子(指宿市方面)

～本誌の内容～

- ② … 会長あいさつ
- ③ … 農業委員の役割・地区担当表
- ④ … みんなでつくろう新しい農業委員会
- ⑤ … みんなでつくろう新しい農業委員会
- ⑥ … ストップ遊休農地
- ⑦ … 荒地解消に取り組んでみました・中間管理事業の紹介
- ⑧ … 農業委員会からのお知らせ・肝付町賃借料情報ほか



新年のご挨拶



肝付町農業委員会
会長 鶴岡和喜



明けましておめでとうございます。

皆様方には、ご家族おそろいで新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。また、農業委員会活動には、平素からご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。さて、昨年は熊本地震をはじめ日本各地で台風が猛威を振るう等、自然災害の影響が絶えない一年となりました。本町でも、数年ぶりに強い勢力で上陸した台風16号により、農業用施設等に被害が及んだ地域もあり、そのような農家の方々におかれましてはお見舞いを申し上げますとともに、今後の不測の事態に速やかに対処できるように、関係機関と協力しながら農業委員会としても知恵を出し合っていきたいと考えています。

今年も昨年4月に施行されました「改正農業委員会等に関する法律」に基づき、新たな制度での委員改選が行われる大きな転換期を迎えることとなります。改正された法律の中で、農業委員会に求められる大きな転換期を迎えることとなります。改正された法律は、従来も、そして今後も変わることのない重要な取り組みであることは、農家の皆様もご存知のことと思います。農地パトロールなどによる地域の農地利用の総点検を基礎に農地の面的な利用集積を着実に進めるとともに、その受け皿となる認定農業者などの担い手の確保・育成、新規就農者など新たなパートナー作りの推進が大切であります。改選後の新たな農業委員会体制では「農業委員」に加え、「農地利用最適化推進委員」が設けられることから、より一層、農地の有効利用に寄与できるものと考えています。

今後も農業委員会が農業者に寄り添い、農業を取り巻く実情に即して着実に成果を積み上げられるような取り組みを目指していくために、私も農業委員は皆様の期待に沿うべく最善の努力をいたす所存でございますので、皆様方のおお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後にになりましたが、皆様方のご健康とご多幸を祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。

農業経営に必要な情報をわかりやすく伝えます。
購読してみませんか？



- ◎わかりやすい農業・農政の解説
- ◎経営・流通の最新情報が満載
- ◎くらしと地域に活力を
- ◎女性の元気を応援

◆発行日：毎週金曜日 ◆購読料：1ヶ月700円（税込み）

◆発行所：全国農業会議所

購読のお申し込みは農業委員会事務局へ ☎0994-65-8418



利用権設定 ご存じですか？

農地の貸し借り、
安心簡単！

貸し手のメリット

- 期限がくれば必ず返還されます。
- 離作料の支払いが不要です。
- 不在地主でも貸すことができます。

借り手のメリット

- 期間中は安心して耕作ができます。
- 更新により継続して借りることもできます。

利用権設定（農用地利用集積計画）とは、農業経営基盤強化法という法律に基づく農地の貸し借りで、農業委員会の決定を経て町が公告します。農地法の許可が不要で手続きも簡単です！また、平成21年度の農地法の改正により、相続税の納税猶予の対象地でも貸せるようになりました。

手続きの方法

貸し手・借り手の話がまとまれば、農業委員会事務局に申請書（事務局にあります。）を提出してください。貸し手が見つからない場合は、地区の農業委員にご相談ください。



○農業委員会は、①農地の売買や貸借の許可、②農地転用案件への意見具申、③遊休農地の調査・指導などの農地に関する事務を執行。

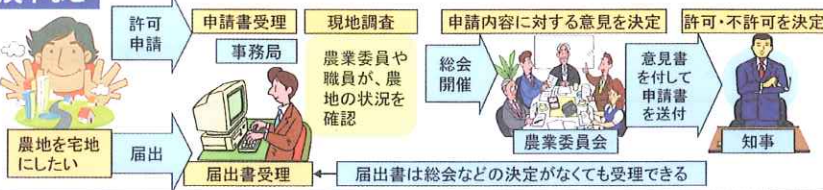
①農地の売買や貸借の許可

農業委員会は、農地法に基づく農地の売買や貸借の許可権限を有する。



②農地転用案件への意見具申など

農業委員会は、農地転用に関し次の事務を担う。
○知事許可に際して、意見書を付して申請書を知事へ送付
○市街化区域内での農地転用に係る届出書の受理



③遊休農地の調査・指導

農業委員会は、区域内の農地の利用状況を調査し、農地が遊休化している場合には、農地所有者に対し指導を実施。



農業委員会の業務

農業委員のご紹介

任期：平成26年9月1日～平成29年8月31日
(氏名、居住振興会、担当地区の順)



内之浦地区



冷水 正行
(大平見)

67-3106
大平見・侍倉・小田



上村 学
(杵木)

67-3326
小串・小野・津代・宮原



中西 政治
(江平)

67-2910
江平・乙田・新地・上建・下建・上町・仲町・下町・浜崎



福園 幸雄
(杵木)

67-2926
櫻脇・天神・杵木



美坂 美智子
(本地)

68-2174
本地・下西・上西・大原・姫門



宮後 竜一
(坂元)

67-3433
平牟田・津房・坂元・馬込・赤木屋・上向・川路



吉永 良行
(浜)

68-2017
川口・港・東・浜・船間・辺塚・大浦



農地のことなら
私たち農業委員に
お気軽に
ご相談ください。



高山地区



鶴岡 和喜
(下住下)

65-9889
博労町・本町・中町・新町・西新町・三反・下住下・菅原



有馬 一徳
(西丸岡)

65-5550
西横間・東迫・東丸岡・小牧・西丸岡



大窪 輝則
(大窪)

65-0030
笹ヶ尾・鳥越・大窪・永野・後田(西・東)山下・染木・中原・瀬戸宇治・本城(下・中・上)



黒石 美智也
(稲村)

65-5033
神之市・長寿庵・中村園・下永山・稲村・中村



坂口 利邦
(東大園)

65-0791
荒瀬・和田・東大園・西大園・上大園・上原・安野・塚崎・津曲・水窪



末次 健一
(富山)

65-0173
宮下川南・宮下川北・富山



立石 昭平
(上之馬場4区)

65-9579
上之馬場(2区・3区・4区)・西ヶ丘・上之原



富永 浩二
(池之園)

65-5885
池之園・下之門・東横間



中嶋 睦巳
(寺町ヶ丘)

65-9626
花牟礼・八幡馬場・寺町・寺町ヶ丘・五社馬場・中馬場・中麓・西麓



永野 易美
(論地)

65-1158
岩崎・論地・協和・谷山迫・白坂



中村 重治
(下住上)

65-7123
下住上・福留町・西之宮・新生町・赤池・栄町・坂中・下西方・上西方・旭ヶ丘・長能寺



藤井 勇次
(上之馬場1区)

65-9653
上之馬場1区・大脇・上大脇・寺之上・石之脇・岩屋・片野・折生野



前原 一夫
(和田)

65-2048
飯ヶ谷・有明山下・飯屋・西飯屋・一ツ松・柳井谷・浦町・波見下・轟・平後園



みんなで作ろう！ 新しい農業委員会

法改正に基づき、新しい農業委員会制度のもとで農地等の利用の最適化の推進に取り組む体制が強化され、農業委員の選出方法や農地利用最適化推進委員の新設など今までとは異なります。

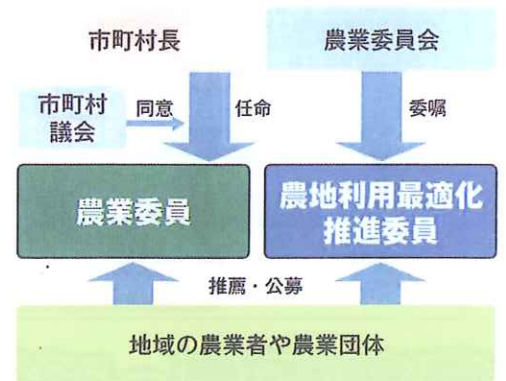
① 農業委員の選出方法が変わりました。

地域の農業をリードする担い手が透明な手順を経て確実に就任できるようになります。

市町村長の任命制に

- ・ 議会の同意を得て任命する方法になります。
- ・ 市町村長は任命にあたって、あらかじめ地域の農業者や農業団体等に候補者の推薦を求め、公募も行います。

農業委員、農地利用最適化推進委員の選任のイメージ



農業委員の過半数が認定農業者等になります。

- ・ 女性・青年も積極的に登用することになり、年齢・性別はかたよりがなくなります。
- ・ 農業者以外の人で、**中立な立場で公正な判断**をすることができる人を1人以上入れなければなりません。（農地利用最適化推進委員と兼ねることはできません）

農業委員の定数が変更になります。

- ・ 改正法は平成28年4月1日施行ですが、旧法で選ばれた委員は任期満了まで現在の人数です。
- ・ 肝付町農業委員の任期満了は平成29年8月31日までです。
- ・ 平成29年9月1日から改正により定数は16名となります。

現定数…21名

任期満了
平成29年8月31日

平成29年9月1日～

定数…16名

② 農地利用最適化推進委員が新設されます。

現在の農業委員会の機能が、委員会としての決定行為、各委員の地域での活動の2つに分けられることをふまえ、それぞれが的確に機能するように変わります。

農地利用最適化推進委員を設置します。 (平成29年9月～)

- ・ 農業委員とは別に、推進委員を設置しますが、農業委員と密接に連携します。
- ・ 推進委員は総会には出席できませんが、議決権はありません。
- ・ 農業委員会が委嘱するため農業委員と兼ねることはできません。



推進委員の数

- ・ 政令で定める基準を基に定数は16名に決まりました。
- ・ 推進委員の推薦・公募も農業委員の改選と同時に行います。



担当区域での現場活動を行います。

- ・ 担い手への農地利用の集積・集約化や耕作放棄地の発生防止・解消などの現場活動を行います。



<農業委員・農地利用最適化推進委員の公募(募集)関係について>

農業委員・農地利用最適化推進委員の公募(募集)につきましては、町広報、町ホームページ等で今後随時情報提供をおこなってまいりますので、御確認ください。

ストップ!

遊休農地

豊かな農地を次世代へ

かけがえのない農地を守るため、 遊休農地の再生を進めよう!!

農業委員会は、地域内の農地の利用状況を調査し、「遊休農地」と「遊休化のおそれのある農地」を把握した場合には、その所有者を対象に「利用意向調査」等を行います。平成28年度も9月～10月にかけて農業委員会・農業振興課で荒廃農地の発生・解消状況調査（利用意向調査）を実施しました。

Q 耕作放棄地と荒廃農地の違いって？

A. 耕作放棄地と荒廃農地（遊休農地）の定義は以下のようです。

耕作放棄地・・・

1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりとした意思のない農地のこと。多少手を加えれば耕作地になる可能性のあるもので、長期間にわたり放置し原野化しているような農地は含まない。

荒廃農地（遊休農地）・・・

現に耕作の目的に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地のこと。

Q 所有している農地が荒廃農地（遊休農地）になったら？

A. 農地の所有者等に対して「利用意向調査」等で所有者の意向を調査します。意向確認後、所有者の意向に合わせて関係機関等と連携し利用調整を行います。

自ら耕作する ・ 貸す相手がいる

再び荒廃農地にならないように耕作を行いましょう。

貸す相手がない 農業委員会に相談しよう

自分では耕作できない・農地を使ってくれる人もいないという場合など、農業委員会に相談して、耕作者を探してもらいながら保全管理をしましょう。

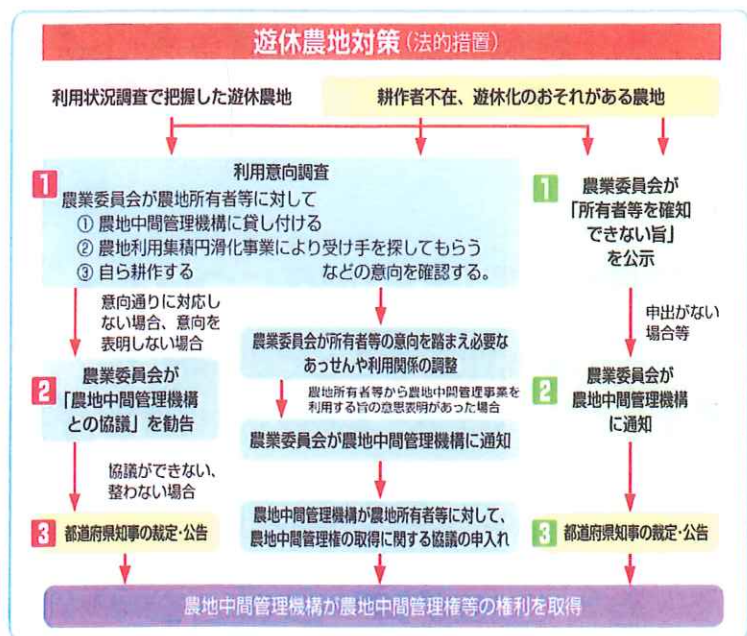
<保全管理方法の例> 田の場合：水張り、草刈り、耕うん
畑の場合：景観作物の栽培、動物の放牧（牛やヤギなど）

所有者のみなさんへ



Q 遊休農地を放っておいたらどうなるの？

A. 遊休農地は放っておくと法的措置がとられます。



平成29年度から遊休農地の課税強化が始まります

○ 農業委員会が農地中間管理機構と協議する旨の勧告を実施した遊休農地は、固定資産税評価額（現行0.55倍）が1.8倍に強化されます。ただし①～④は勧告の対象となりません。

- ① 農業振興地域外の農地
- ② 利用意向調査で農地中間管理機構への貸付意向が示された農地
- ③ 農地中間管理機構の事業規定上、機構が借り受けない農地
- ④ 農業委員会が農地として再生不可能（非農地）と判断したもの

荒廃農地の解消に取り組んでみました!!

農業委員会と農業委員で荒廃農地になっている農地の解消として、高山地区では水稻、内之浦地区ではWCS（飼料作物）の作付け～刈取りまで行いました。今後もこの活動を続けて行きたいと思います。



作業前



畦畔払いや水路の確保も行いました



トラクターで耕うん→手作業で草取りの繰り返し作業



農地の貸し借り おまかせください!



～農地中間管理事業のご紹介～

公益財団法人 鹿児島県地域振興公社

平成26年度から、農地の貸し借りの新しい仕組みが始まりました。鹿児島県地域振興公社が市町村や関係機関と連携しながら、担い手への農地集積・集約化を推進します。

機構へ農地を貸付けた地域や農家の皆さんには「**機構集積協力金**」の交付も受けられます。

農地の貸し借りの方法

(農地の貸し借りは、農地中間管理事業以外にも農地法、農業経営基盤強化促進法による利用権設定等があります。)



※農地中間管理機構、または農地所在地の農業委員会へご相談ください。
※申込書は機関ホームページからもダウンロード・印刷できます。

・高齢化
・後継者不足
・農地の相談 など

出し手 (所有者)

借受け

【農地を貸したい方】

鹿児島県
農地中間管理機構
(鹿児島県地域振興公社)

連携

市町村・農業委員会
土地改良区・JA等

・規模拡大
・新規就農
・集積・集約 など

担い手 (借受者)

貸付け

【農地を借りたい方】

貸し出せる農地は、**農業振興地域の区域内**に限ります。
・一定の要件を満たすと機構集積協力金が交付されます。
・賃借料は、機構から決まった時期に確実に入金しますので安心です。

機構から農地を借りるためには、**機構の公募に応募することが必須**となります。
・複数の所有者から借りた場合でも、賃借料の支払いは機構がまとめて行います。
・賃借料の支払いは口座振替ですので、時間も費用もかかりません。

農地中間管理機構に全農地を貸した場合、課税軽減措置が受けられます。

所有する全農地(10a未満の自作地を残した全農地)を、新たにまとめて農地中間管理機構に10年以上貸し付けた場合、貸し付けた農地の固定資産税が最初の3年間(15年以上は5年間)軽減されます。

しっかり積立・がっちりサポート
・安心して豊かな老後を

農業者年金

少子高齢化に
強い年金

終身年金で
80歳までの
保証付き

<加入条件> 60歳未満
国民年金第1号被保険者
年間60日以上農業従事

3つの条件を
満たせば、
どなたでも
加入OK

途中脱退も
大丈夫

将来受取る年金
も公的年金等の
控除対象に

公的年金なので
全額社会保険料
控除対象

政策支援加入
(要件あり)なら
保険料の国庫
補助あり

保険料の額が
自由に選べる
(通常加入)

詳しくは農業委員会事務局または
お近くのJAへ

〈農業委員会からのお願い・お知らせ〉

- ◆ 農地の畦畔(土手)の管理をお願いします。
最近管理の行き届いていない畦畔(土手)に苦情が寄せられています。近隣への迷惑や交通事故の原因にもなりますので適切な管理をお願いします。
- ◆ 農作業時の事故防止につとめましょう
交通事故や労働災害による死亡事故が減少している中、農作業時の事故が増加しています。ひとりひとりが高い安全意識をもって農作業に従事しましょう。
- ◆ 「全国農地ナビ」運用開始!!
平成27年4月～インターネットを利用して全国の農地情報を閲覧できるようになりました。詳しくは「全国農地ナビ」のホームページをご覧ください。

肝付町賃借料情報

平成27年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりとなっております。

●農地(田・畑)

締結(公告)された地域名		田		畑	
		平均額	データ数	平均額	データ数
内之浦地区	全 体	9,700円	191	10,000円	87
	基盤整備地域	9,700円	187	—	—
	未整備地域	10,000円	4	—	—
高山地区	全 体	9,900円	611	7,900円	304
	基盤整備地域	9,900円	578	—	—
	未整備地域	10,000円	83	—	—
(参考)肝付町平均		9,900円	852	8,400円	391

※1 賃借料を物納支給(モミ)としている場合は、金額換算している。

※2 データ数は、集計に用いた筆数である。

※3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としている。

※4 算出方法は、集計対象データの平均を算出し、平均×1.7を上回る数字、平均×0.3を下回る賃借料を除外し、平均額を算出している。(親類間の取引や特殊作物の栽培を前提とした特別の事情のもとで取引されたものと推測されるデータを取り除き、賃借料情報の信頼性を高めるため。)